

ドイツ連邦食料・農業省 農林漁業最新情報  
Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft  
NO 24  
2019・9・29

1 連邦農業省と連邦経済協力開発省が世界食料に共同で挑戦  
(2019・9・25)

両省の事務次官 Dr.エイケンスとイエガーは、” 発展のための共同活動の計画 ” の中に、連邦食料・農業省 (BMEL) の所管業務に組み入れる調整についての合意に署名した。さらに連邦農業省の Dr.エイケンスが説明した：この行政協定でもって、BMEL と連邦経済協力開発省 (BMZ: Bundesministerium für wirtschaftlich Zusammenarbeit und Entwicklung) は、共同開発活動を強化しそしてその活動における、プロジェクトの共同導入で意思統一している。

この専門分野の共同の重点は、まず第一にアフリカにおかれている。G-20 のドイツ議長職の領域において取り上げたところの、” アフリカと盟約 ” イニシアチブを、ドイツは支援する。同時に我々は投資一雇用奨励のための確実な大枠条件を通じて、アフリカにおける経済的発展の支援を目的としている。BMEL は、それぞれの所轄業務の中で専門分野の研究施設を通じた共同活動を実施する。そして農業、食料、林業そして漁業における研究能力を活用する。

挑戦は家畜感染症の阻止と家畜の健康である。病原体は人間一動物一物資の世界的な交通を通じて、短時間に地球上のそれぞれの地域に達する。現地での病原体との専門的・一法的な闘いと予防のための前提条件は、安定したそして機能性のある獣医システムである。食料の安全もまた、今の時代世界市場での大きな挑戦である。ここでは、世界的に認知されている専門家の鑑定を通じて、BMEL の所管分野を活用する。アフリカの各国においても、構造的な強化と研究施設の専門家教育に用いられる。

**背景：**

この合意は、BMEL と MEZ との共同活動を強化する。特に BMEL の所管業務において、緊密な開発共同活動に組み入れられる。

増大する世界人口の必要とする食料確保のために立ち向かうことから連邦政府は、価値創造チェーンとそして持続的、生産的農業—食料経済上の構造を含めて、共同普及のパートナー国を支援する。このことは3年来、争いと気象変動によって増大している飢餓人口数に直面して、巨大な挑戦である。

## 2 暑さの時の家畜の輸送：連邦省が罰則規定の適用を厳格化

(2019・9・24)

高い気温時の家畜輸送は今後法律違反をみなされ、罰として罰金を科せられる。輸送経路のデータバンクの構築が進んでいる。摂氏 30 度以上の真夏日の輸送は EU 一家畜輸送規則によって、法律上禁止されている。この規則違反は、今後法律違反として判断され、罰金でもって制裁されるべきである。クレックナー大臣は、マインツでの各州農業大臣会議に先行して予告した。

家畜保護—輸送規則の適切な改正は、各州が既に意見表明を提出している。

家畜の輸送認可について権限を有する各州は、輸送条件と気温の基準値を、一貫して評価することとなる。なぜならば、2017年7月/8月と2018年7月に、ドイツからブルガリア—トルコ国境を越えた家畜輸送が、該当する国での温度に関して許可が、与えられるからである。全体で210件の家畜輸送の中で、184件が摂氏30度以上で実施された。摂氏30度またはそれ以下の温度での輸送は、26件であった。

家畜輸送の35事例が地方官庁による手続き日に、最大気温は摂氏30度以下であった。クレックナー大臣：摂氏30度以上の暑い日に、家畜を輸送することは禁止される。そしてそれは全く正しい！各州は、家畜保護と規則の遵守のために責任を有する。しかし、我々のデータは有効な規則に、違反していることを示している。つまり、これまで十分な制裁を、してこなかったのである。この規則が守られず、そして家畜の福祉反対の行動をとる場合、だれがやろうとも制裁を与えねばならない。

このため、気温のオーバーは今後規則違反として位置付けられ、そして適切に処置される。具体的には、高すぎる気温の時に家畜が積み込まれ、そして輸送される場合、経営主が身にこたえる違反金を、支払わねばならないことが重要である。我々は各州が家畜保護の社会的要請に対して、これまで以上に適切に実施するために、この可能性の活用を期待したい。輸送経路に関するデータバンクの構築と並んで、今予定している規則適用の厳格化を進める、さらなる効果的な対策である。併せて我々は、これの実行に際して各州を支援する！

## 背景：

各州は憲法上の家畜輸送の認可、監督に関する権限を有している。家畜輸送の認可、拒否（法的な理由で）に関する連邦統一的な規則は、公布されない。

つまり、車輛の詳細な吟味は現地のみで可能であること、ベルリンやブリュッセルにはないこと。連邦は各州にこの決定に際して、統一した方針をさらに発展させるために呼びかける。その際、BMEL はフリードリッヒ ローエフラー研究所における家畜輸送のためのデータバンクの構築と、これの共同普及を支援する。

データバンク設立のために、BMEL は特に連邦一各州作業グループを設置した。データバンクの設立は良い道筋にある。その中で各州は、輸送ルートに関する情報を、分担することになる。輸送ルートに沿って十分な供給ステーション（訳注・水や餌、休息場所等）が存在するかどうかの問題がある。その際、現地で獣医の支援が受けられるべきである。

また、BMEL は輸送計画の納得が得られるかどうか、各州が適切に評価できるためにも支援する。家畜保護一輸送規則適用の厳格化は、これの実行に際して各州を支援するために、さらなる財政措置でもって支援する。気温オーバーとの関連で、規則上の不都合性を補完した、国内の家畜保護一輸送規則改正法案について、連邦省は各州に意見表明を求めている。

### 3 国内森林サミット：170 以上の関係団体が参加

一将来の森林保護のために 3 つの専門パネルを設置一 (2019・9・23)

ドイツでは暴風、極端な干ばつ、キクイムシ、森林火災の発生が、今年と昨年の 2 カ年続き、予測がつかないほど重大な被害をもたらした。約 150 000 ha の被害面積が、新たに付け加えねばならない。将来に向けて全ての森林が、気象変動により良く適応できなければならない。これらの状況に直面して、連邦大臣クレックナーは来週水曜日に、国内森林サミットを開催する。

約 170 の団体から 200 人以上の参加者が集う。これには様々な分野からの施設と研究所が、ベルリンでのこの会合に招かれている。連邦大臣クレックナーは、実践のための 11 点の重点を提案する。つまり、緊急的な被害を克服し、破壊された林地に再植林、そして気象変動に対する適応能力を強化する。さらに持続的な森林管理、生物多様性そして効果的な木材利用を維持するといったような、森林による気象保護を強化する。

この重点は、関連団体との対話を基礎にしている。つまり、連邦大臣のもとに、8月末に林業一環境分野の団体代表者と実践者を招いた。サミット本会議での議論に続いて、さらに具体的な提案を示すために、以下の専門パネルを設置する。

- ・ パネル1：当面の森林を強化一将来の森林のための樹種を見出すこと。
- ・ パネル2：奨励政策の実践一林地にどのように資金を供するか？
- ・ パネル3：我々は木材を必要とする！ 木材利用の展望と支援対策

#### 4 EU一農相会議がフィンランドで開催

一気象保護のために畑作土壌の保護を奨励一 (2019・9・19)

連邦大臣クレックナーは、GAP（訳注・EUの共通農業政策）の分野における政策のより良い奨励を力説した。EU一同盟の農業大臣が、フィンランドにおいて気象保護に際して畑作土壌の役割を協議するために、非公式一農相会議に出席した。クレックナー大臣はヘルシンキでの非公式一農相会議において、ヨーロッパの同僚大臣とともに、”気象保護における農業者の役割を新たに創り出す一土壌の炭素蓄積による持続的な農業の奨励”について、意見交換を行った。

”土壌保護は、気象変動に対する決定的な鍵である”と、クレックナーは強調した。その際、農業は大気汚染物質を放出するだけでなく、炭素の結合についても重要な役割を果たすことが、はっきりとしている。そのため、農業者を気象保護一政策のパートナーとしてより強く認識し、社会的な議論の中でひとまとめに非難するべきでない。炭素の放出削減のための技術はより多く視野に入れ、そして奨励手段を進展させるべきである。

ドイツはこの重要性を認識しており、特に気象保護法の準備の中で、次の4つの気象保護政策を重要視している。

- 1 土壌における腐植蓄積の強化
- 2 永年草地の維持
- 3 有機質土壌の保護
- 4 有機農業の強化

我々は土壌の中に腐植の蓄積でもって、気象保護の大きな潜在力をみている。同時に大気中の温室効果ガス CO<sub>2</sub>が、除去される。同じく土壌の肥沃性も奨励される。

この貢献は、農業の効率性保持のために不可欠である。そのため、ドイツは、議長職の初めに土壌中の炭素蓄積を奨励するために、GAP も活用する。2020年以降の GAP のために提案は、ここで十分に効果的な刺激を与える。条件的には、湿地地域と泥地保護のための新しい基準の採用を計画している。永年草地の保持と冬の土壌保護（訳注・被覆作物）のために、計画されている基準もまた価値多い貢献を果たす。

補完的な政策は、有機一規則と農業一環境一そして気象保護の領域においても、考慮されている。これに関する具体的な実践は、十分な財政準備と他の環境保護を含めた、GAP の目的に適合すべきである。ドイツに関しては、特に低い基準での競争を防ぐためにも、EU 一域内で統一した枠組みが重要である。

### **GAPの条件下での政策**

GAP の条件下で EU 一委員会の提案によって、炭素蓄積と土壌品質改善のために、以下の基準を順守すること。

- 1 永年草地の維持（永年草地の掘り起こしに反対する）
- 2 泥地と湿地地域の適切な保護
- 3 土壌侵食の回避対策、特に適切な耕作
- 4 冬における最低限の土壌被覆作物
- 5 輪作

2019・9・28 訳 青森中央学院大学 中川 一徹
----------------------------------













